

森町公共下水道事業経営戦略

(計画期間 令和4～13年度)

令和4年3月

森町 上下水道課

目次

第1章	はじめに	
1-1.	経営戦略策定の趣旨	01
1-2.	経営戦略の位置付け	01
1-3.	計画期間	01
第2章	下水道事業の現況	
2-1.	下水道事業の概要	01
2-2.	下水道施設整備の現況	03
2-3.	下水道使用料体系の現況	04
2-4.	組織体制の現況	05
2-5.	民間活用の現況	05
2-6.	経営の現状分析	05
(1)	水洗化率	06
(2)	汚水処理原価	06
(3)	経費回収率	07
(4)	有形固定資産減価償却率	08
第3章	将来の事業環境	
3-1.	人口の見通し	09
(1)	行政区域内人口	09
(2)	下水道処理人口	09
(3)	水洗化人口(接続人口)	10
3-2.	有収水量の見通し	10
3-3.	下水道使用料収入の見通し	10
3-4.	施設の見通し	11
(1)	下水道未普及地域の解消	11
(2)	水害対策の推進	11
(3)	老朽化施設の増加	11
3-5.	組織の見通し	12
第4章	経営の基本方針	12
4-1.	基本方針	12
4-2.	基本施策	13
第5章	投資・財政計画(収支計画)	
5-1.	経費回収率	13
5-2.	投資試算	14
5-3.	老朽化対策	15

5-4.財源試算	15
5-5.投資以外の経費の試算	15
第6章 今後の見通し	
6-1.収益的収入	16
6-2.資本的収入	16
6-3.収益的支出	17
6-4.資本的支出	18
第7章 経費回収率の向上に向けたロードマップ	18
資料	
経営比較分析表（令和2年度）	20
投資・財政計画（収支計画）	21

第1章 はじめに

1-1.経営戦略策定の趣旨

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められます。

しかし、現在、下水道事業をはじめとする地方公営企業の経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しています。

こうした中、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要であり、その取組として経営戦略を策定します。

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、下水道施設に関する投資の見通し(投資試算)と、その財源の見通し(財源試算)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう策定されるものです。

1-2.経営戦略の位置付け

下水道事業計画や、老朽化施設の更新計画である下水道ストックマネジメント計画等を作成し、それらの計画との整合を図りつつ、下水道事業の中長期的な経営の基本計画として経営戦略を位置付けます。

1-3.計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン」(総務省)において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」旨が示されていることを踏まえ、本戦略の計画期間は、令和3年度から令和32年度の30年間の事業計画を見据え、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

第2章 下水道事業の現況

2-1.下水道事業の概要

公共下水道は、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づき、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として整備されるもの

です。

森町下水道事業は、天竜川左岸流域別下水道整備総合計画を上位計画として平成16年度に最初の事業計画認可を取得し、公共下水道事業を開始しました。

平成21年3月29日の供用開始以降、未普及解消事業を進め令和3年度末には、下水道全体計画区域351haのうち約54.8%に当たる192haの整備が完了しています。

表1 森町の下水道事業の概要(令和4年3月31日時点)

項目	内容
公共下水道事業の名称	森町公共下水道事業
供用開始年月	平成21年3月29日
地方公営企業法の適用	令和6年4月1日適用予定
流域下水道への接続	なし
終末処理場	森町浄化センター(草ヶ谷417番地)
事業計画面積	351ha(汚水)
整備済面積	192ha(汚水)
下水道処理人口	4,742人(供用開始区域内人口)
水洗化人口	3,123人(下水道接続人口)
下水道処理人口普及率	27.0%(下水道処理人口/行政区域内人口)
水洗化率	65.9%(水洗化人口/下水道処理人口)
整備区域内の人口密度	24.70人/ha(下水道処理人口/整備済面積)

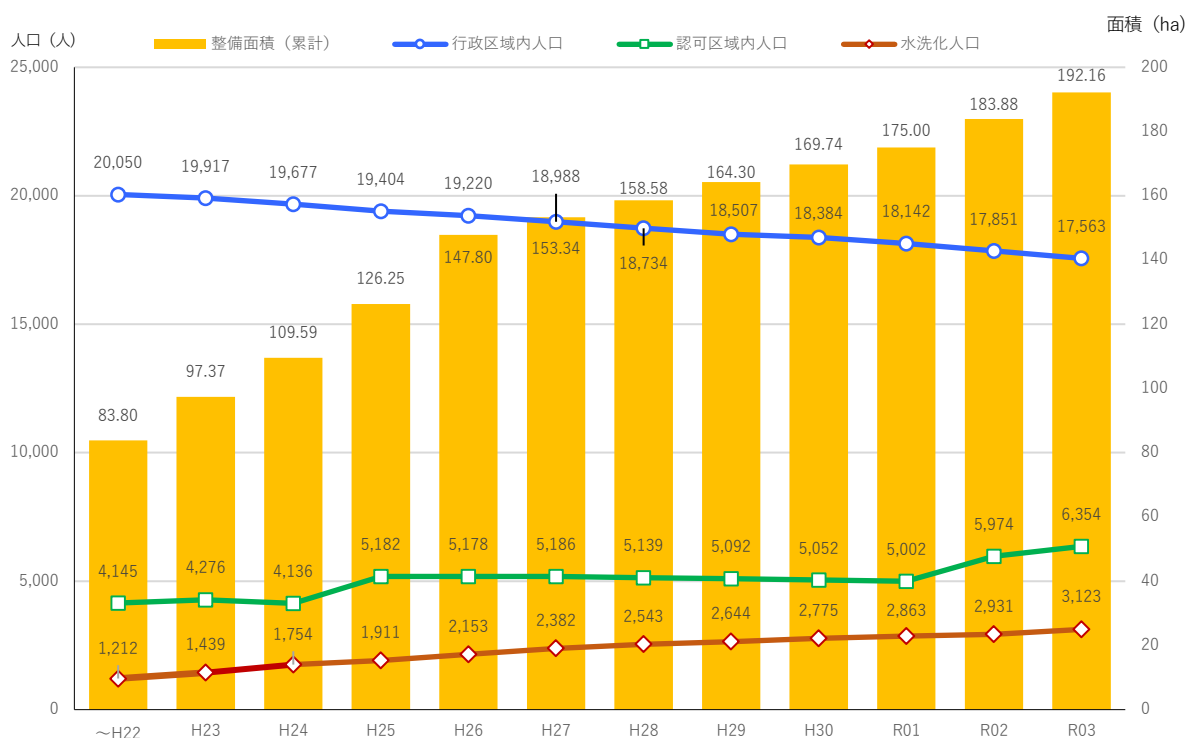


図1 森町公共下水道事業の整備状況

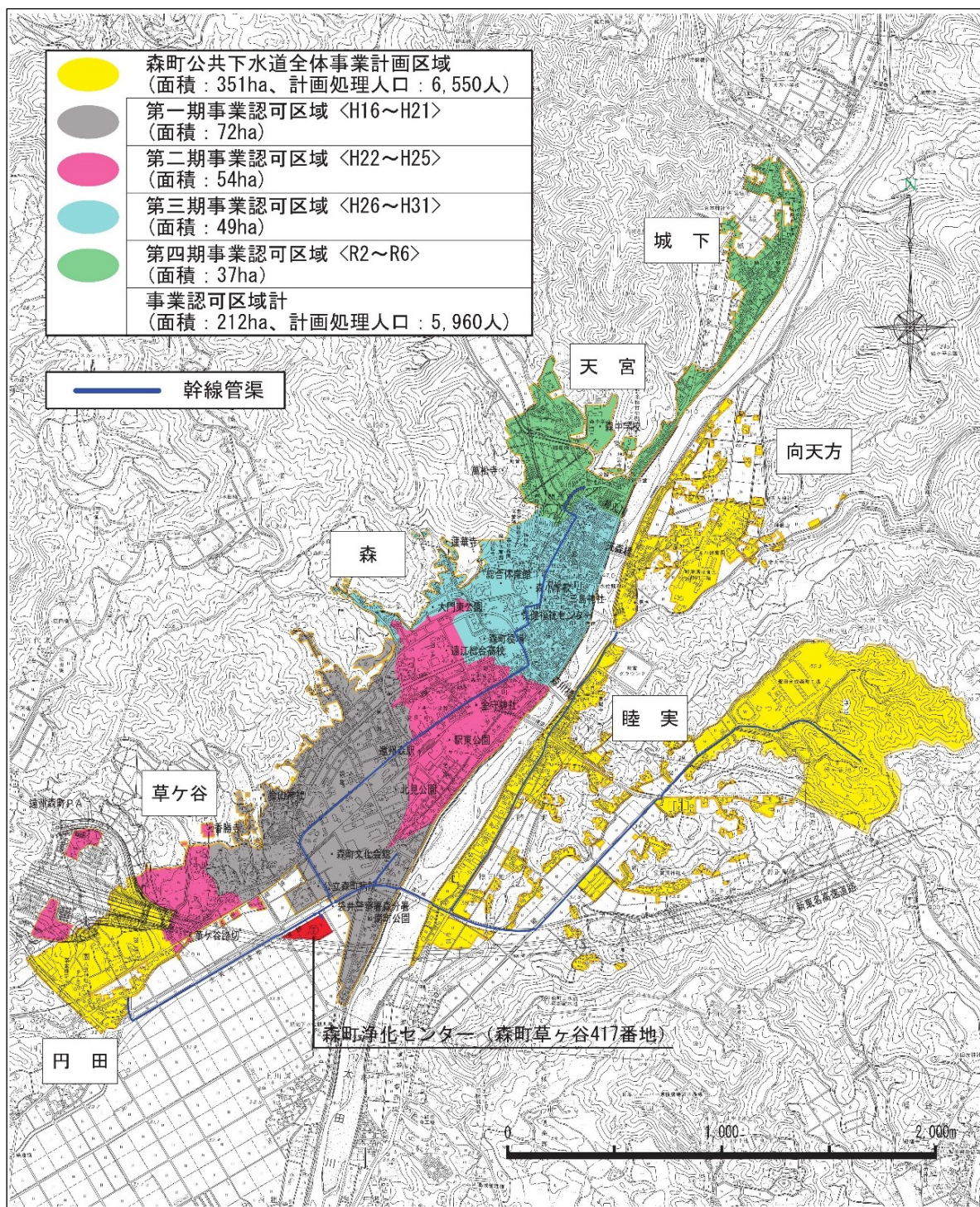


図2 森町公共下水道事業計画図(令和3年度末現在)

2-2.下水道施設整備の現況

下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水を処理する処理場施設(浄化センター)で構成されています。

(1)管路施設

管路施設は、下水道管きょ、マンホール等の総称であり下水道施設の根幹をなすもので、各家庭、事業所等から排出される汚水を収集し処理場施設まで流下させる機能を持ちます。

森町の管路施設の整備状況を下表に示します。

表2 管路施設の整備状況(令和2年度末時点)

区 分	汚 水
全体計画面積	351.00 ha
整備済面積	192.16 ha
整備率*	54.75%
管路整備延長	40.769km

※整備率(%)=整備済面積÷全体計画面積×100

(2)処理場施設

処理場施設は、下水道の汚水を浄化し、河川へ放流する施設です。

森町では、処理場施設として森町浄化センターを森町草ヶ谷地内に設置し、平成21年3月29日に供用を開始しています。

2-3.下水道使用料体系の現況

森町では、平成22年度から下水道使用料の徴収を開始しました。

現在の下水道使用料体系は下表のとおりとなっています。

表3 現在の下水道使用料(1か月)

区分		汚水排除量	使用料金(1か月・消費税別)
一般汚水	基本料金	10 m ³ まで	1,000 円
	超過料金	10 m ³ を超え 40 m ³ まで	1 m ³ につき 100 円
		40 m ³ を超え 100 m ³ まで	1 m ³ につき 110 円
		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	1 m ³ につき 120 円
		200 m ³ を超え 500 m ³ まで	1 m ³ につき 130 円
		500 m ³ を超えるもの	1 m ³ につき 140 円

2-4.組織体制の現況

上下水道課内に下水道管理係、下水道工務係を置いています（令和4年3月31日現在）。



図3 上下水道課の組織体制及び事務分掌

2-5.民間活用の現況

処理場の維持管理業務においては、平成21年1月26日から運転管理、水質管理、機器点検、薬品等の調達及び小規模修繕等を含めた包括的民間委託を行っています。

2-6.経営の現状分析

「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（総務省通知）に基づく経営比較分析表を活用し、森町下水道事業の経営の現状を分析します。

経営比較分析表では、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数に応じて類似団体区分が設定されており、類似する他団体との比較が可能です。

表4 類似団体区分（令和2年度決算）

事業区分	類型区分	類型区分の定義	類似団体
公共下水道事業	Cc3	処理区域内人口 3万人未満 処理区域内人口密度 25人/ha以上 供用開始後年数 15年未満	全国30団体

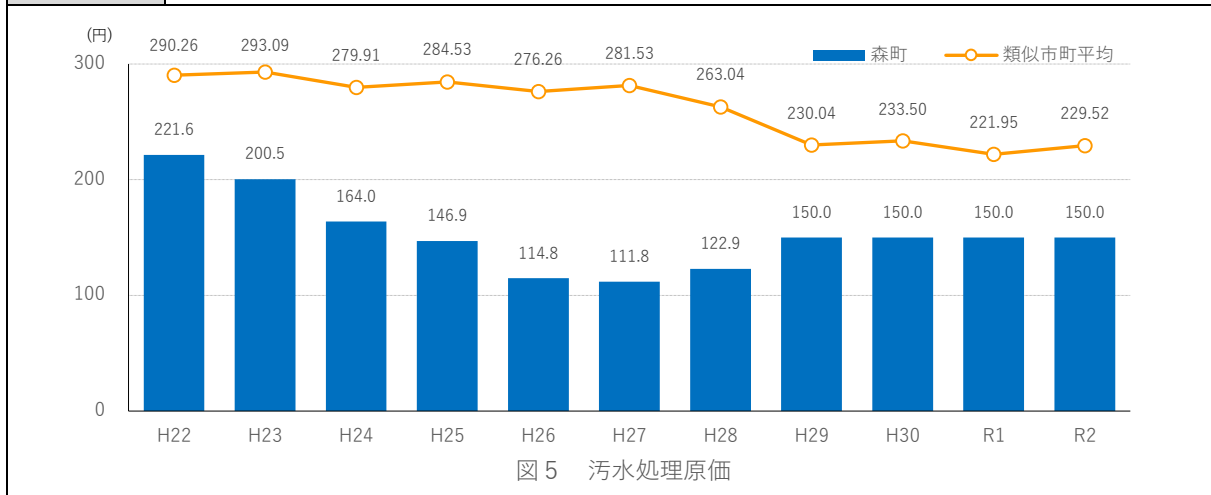
(1)水洗化率

定義	実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標																																				
計算式	水洗化率(%) = 水洗化人口 ÷ 下水道処理人口 × 100																																				
説明	当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。分析に当たっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管きょを整備することが、地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要となります。																																				
評価	令和2年末現在における森町の水洗化率は約61.2%となっており、類似団体の60.57%を若干上回っていますが、水洗化率は下水道使用料収入に直結することから、今後も積極的に下水道への接続促進に向けた取組を推進する必要があります。																																				
	<table border="1"> <caption>図4 水洗化率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>森町 (%)</th> <th>類似団体平均 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>51.3%</td><td>65.7%</td></tr> <tr><td>H23</td><td>53.4%</td><td>65.6%</td></tr> <tr><td>H24</td><td>53.1%</td><td>66.0%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>53.7%</td><td>65.9%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>54.7%</td><td>66.3%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>56.0%</td><td>64.9%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>57.1%</td><td>65.0%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>57.7%</td><td>65.8%</td></tr> <tr><td>H30</td><td>58.4%</td><td>66.0%</td></tr> <tr><td>R1</td><td>58.6%</td><td>64.7%</td></tr> <tr><td>R2</td><td>61.2%</td><td>60.6%</td></tr> </tbody> </table>	年度	森町 (%)	類似団体平均 (%)	H22	51.3%	65.7%	H23	53.4%	65.6%	H24	53.1%	66.0%	H25	53.7%	65.9%	H26	54.7%	66.3%	H27	56.0%	64.9%	H28	57.1%	65.0%	H29	57.7%	65.8%	H30	58.4%	66.0%	R1	58.6%	64.7%	R2	61.2%	60.6%
年度	森町 (%)	類似団体平均 (%)																																			
H22	51.3%	65.7%																																			
H23	53.4%	65.6%																																			
H24	53.1%	66.0%																																			
H25	53.7%	65.9%																																			
H26	54.7%	66.3%																																			
H27	56.0%	64.9%																																			
H28	57.1%	65.0%																																			
H29	57.7%	65.8%																																			
H30	58.4%	66.0%																																			
R1	58.6%	64.7%																																			
R2	61.2%	60.6%																																			

(2)汚水処理原価

定義	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標
計算式	汚水処理原価(円/m ³) = 汚水処理費 (公費負担分を除く) ÷ 年間有収水量

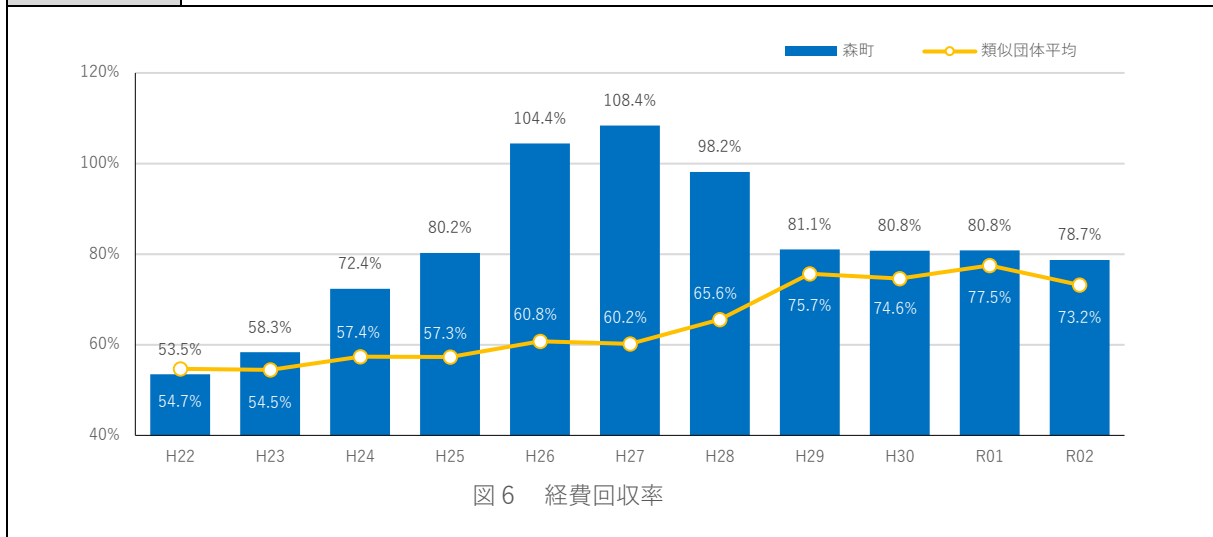
<p>説明</p>	<p>当該指標については、明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか対外的に説明できることが求められます。また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要があります。</p> <p>また、分析及び統計を元に必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。</p> <p>分析に当たっての留意点として、供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過小となり、高い数値を示す場合が多く、また、地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることも想定されますが、このような場合には、より最適な処理方法を検討し実施するといった経営改善が必要となります。</p>
<p>評価</p>	<p>汚水処理原価については、供用開始区域拡大により汚水処理量が増加傾向にあり、有収水量も増加していますが、依然として不明水も発生しているため汚水処理費用増額の要因のひとつとなっているため、今後も接続率向上と併せて不明水の原因究明と対策を検討する必要があります。</p>



(3)経費回収率

<p>定義</p>	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。</p>
<p>計算式</p>	<p>経費回収率(%) = 下水道使用料収入 ÷ 汚水処理費(資本費+維持管理費) × 100</p>

<p>説明</p>	<p>本指標は、下水道使用料収入で賄うべき経費を全て下水道使用料収入で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要で、100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。</p> <p>分析に当たっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられます。また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり、当該指標が 100%未満となる場合が想定されますが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。</p>
<p>評価</p>	<p>平成 26 年度から平成 27 年度は経費回収率が 100%を超え大幅に改善していますが、これは人事異動による一時的な職員給与費の削減により汚水処理費が減少したためで、令和 2 年度時点では、78.7%と低い水準となっています。これは現在、未普及解消のため新たな管きよの整備を実施していますが、当初計画より下水道への接続が進まず下水道使用料収入が伸びないことによるものです。</p> <p>今後は、水洗化率の向上による下水道使用料収入の増収や、不明水の削減等による維持管理費の削減を進める必要があります。</p>



(4)有形固定資産減価償却率

<p>定義</p>	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。</p>
<p>計算式</p>	<p>有形固定資産減価償却率(%) = 有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100</p>

説明	<p>当該指標については、明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示していて、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。また、他の老朽化の状況を示す指標である管きょ老朽化率や管きょ改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要です。</p>
評価	<p>森町は下水道事業の開始から年月が浅く、施設が新しいため該数値はありません。</p>

第3章 将来の事業環境

3-1.人口の見通し

(1)行政区域内人口

この計画では、森町の行政区域内人口を国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値を基に将来の行政人口を予測し設定します。

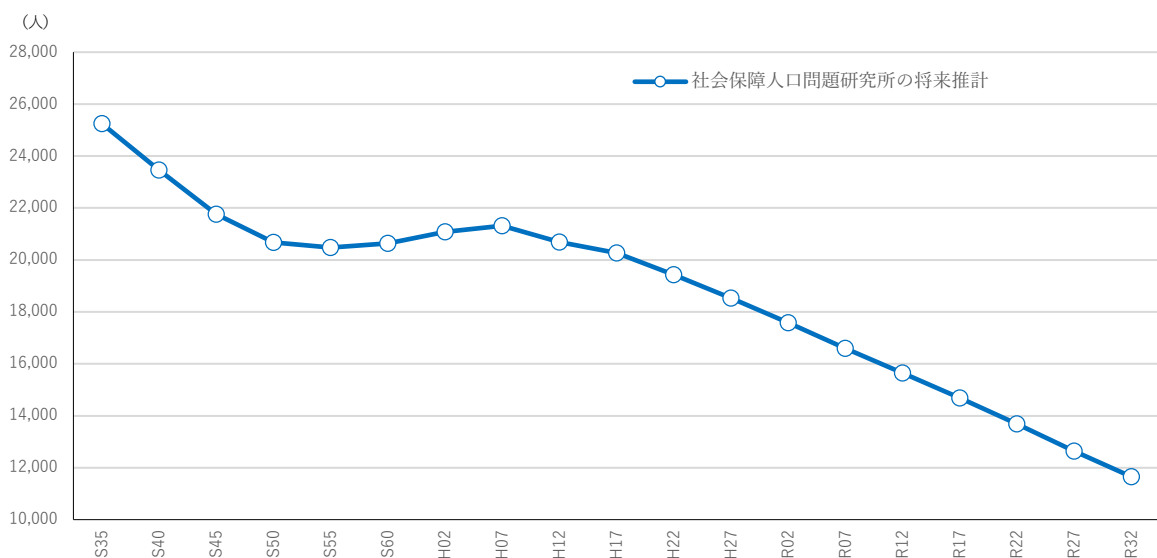


図7 行政区域内人口の予測

(2)下水道処理人口

下水道処理人口は、下水道整備区域の拡大(下水道未普及対策の推進)に伴う増加を見込んで

います。なお、既に下水道整備が完了している区域については、将来行政人口と同様の減少傾向で推移すると想定しています。

(3)水酸化人口(接続人口)

水酸化人口は、下水道処理（供用開始区域内）人口に水酸化率を乗じて設定します。

なお、将来の水酸化率は100%の達成を目標とします。

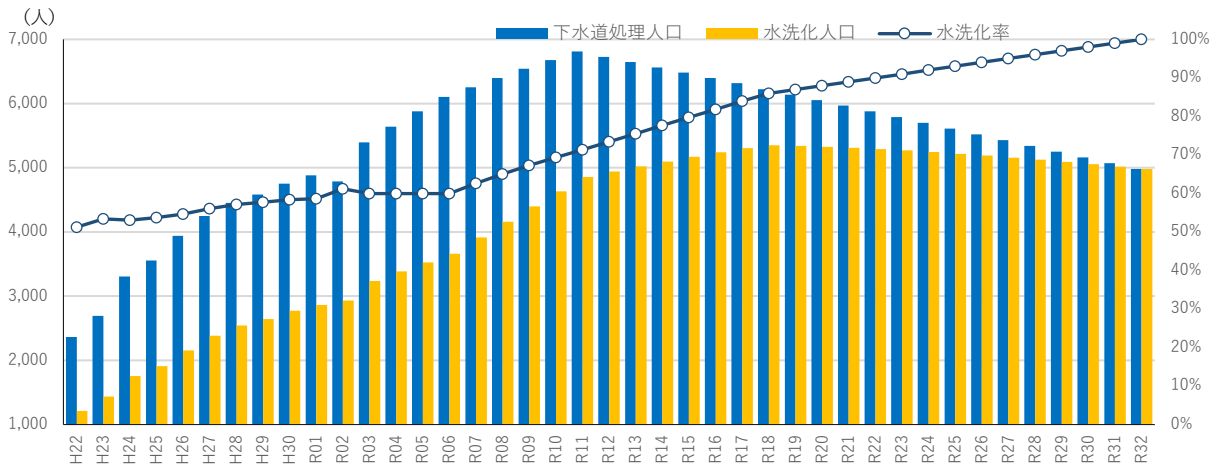


図8 水酸化人口

3-2.有収水量の見通し

下水道有収水量のうち一般家庭や事業所等から排出されるものは、過年度の平均有収水量原単位(公共下水道区域 345L/人/日)に水酸化人口を乗じて予測します。

<有収水量>

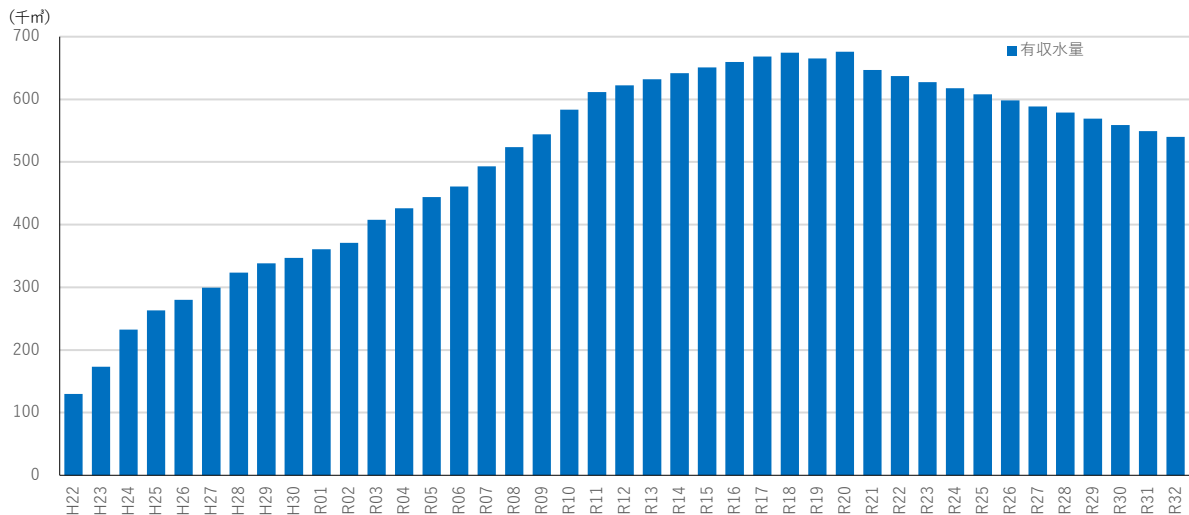


図9 有収水量

3-3.下水道使用料収入の見通し

下水道使用料収入は、過年度の平均下水道使用料単価(117.9 円/m³)に将来の有収水量を乗じて予測します。将来の下水道使用料収入は人口減少等を要因として減少することが予測され、令和 32 年度時点ではピーク時（令和 18 年度）の約 8 割程度まで落ち込むと見込まれます。

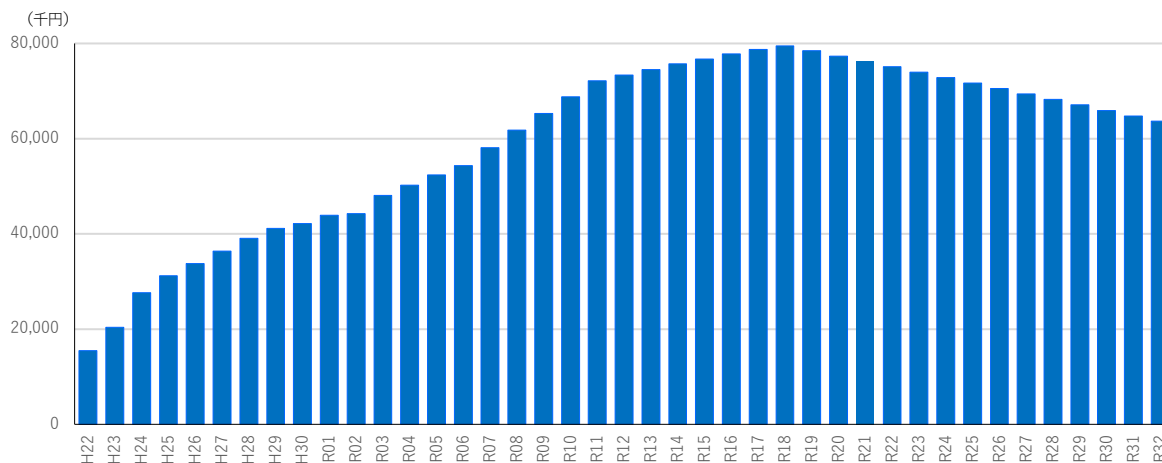


図 10 下水道使用料収入の見通し

3-4.施設の見通し

(1)下水道未普及地域の解消

平成 26 年 1 月に国土交通省等から「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」が通知され、今後 10 年程度を目途に汚水処理施設の概成を目指すことが示されました。これを受け、森町でも下水道施設の整備を進め下水道処理区域の拡大や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに対する補助制度を設けるなど、汚水処理の整備に取り組んでいます。

また、下水道事業区域の抜本的見直し等による集合処理から個別処理への転換による汚水処理施設の普及により未普及地域の解消など汚水処理施設の早期概成を目指していきます。

(2)水害対策の推進

近年の降雨の局地化や都市化の進展等に伴う浸水被害への対応を図るため、平成 27 年 5 月 20 日に下水道法を含む「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、水害対策を強化する制度改正が行われています。

森町においても、近年大きな浸水被害は発生していませんが、今後、水害対策の推進が必要になってくることが想定されます。

(3)老朽化施設の増加

①管路施設

森町下水道事業では平成17年度から管路施設の整備に着手し、令和3年度末時点の整備延長は、汚水管路約40.77kmとなっています。令和3年度末時点で最も古い管路でも布設から17年程度の経過であり、法定耐用年数(50年)を超過する管路はありません。

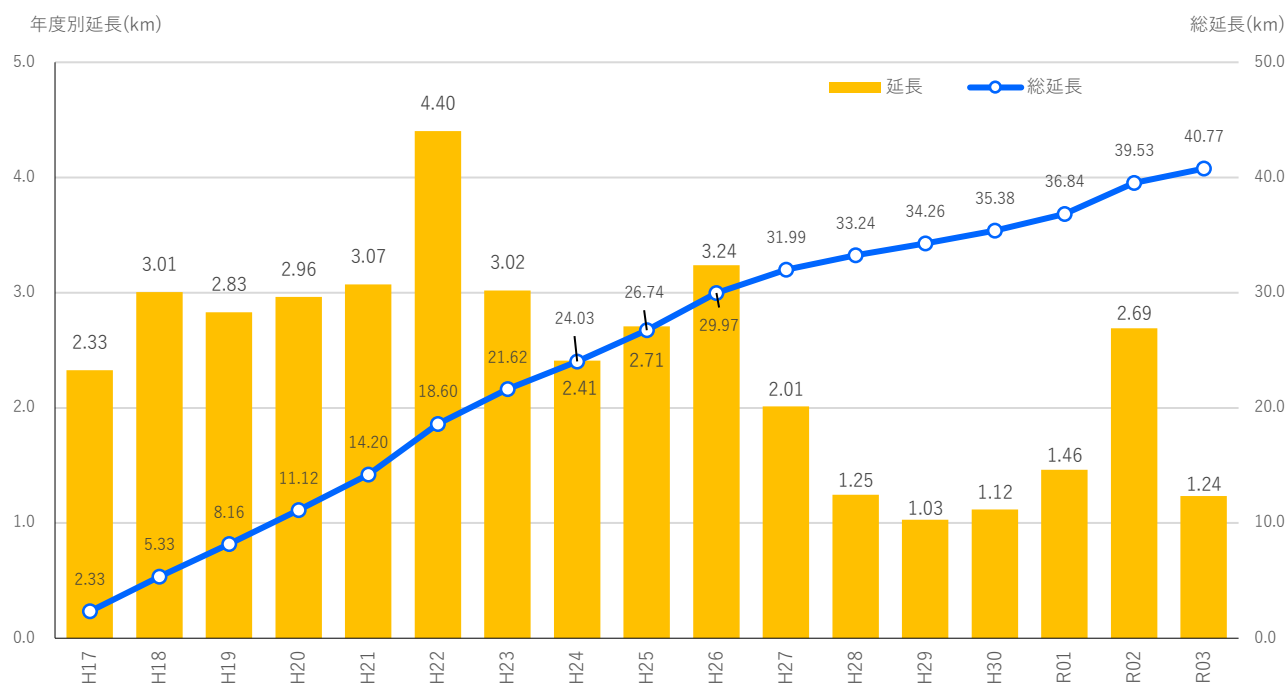


図11 管路整備延長の推移

3-5.組織の見直し

下水道事業の職員数については、適正な定員管理に努めるとともに、職員の交代を円滑に進め、技術の継承が行えるよう、業務の見える化や共有、研修の充実などを図ります。

第4章 経営の基本方針

4-1.基本方針

本戦略における経営の基本方針を以下の通り定めます。

<基本方針>

- 持続的な下水道経営
- 安定した下水道サービスの提供
- 公衆衛生の向上、公共水域の水質保全

4-2.基本施策

基本方針を実現するため、以下の基本施策を定めます。

基本施策1 持続的な下水道経営

持続可能な経営を実現するため、コストの縮減と安定的な財源の確保に取り組みます。

人口減少等による使用料収入の減少や施設更新費用の増大等の今後の下水道事業を取り巻く情勢を踏まえ、計画的な経営を推進し、財政の健全化に努めます。

基本施策2 安定した下水道サービスの提供

下水道施設の適切な管理、計画的な更新等の取組を行い、下水道施設の機能を維持し、安定した下水道サービスの提供に努めます。

基本施策3 公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全

汚水処理施設（下水道及び合併浄化槽）の整備及び促進を効率的かつ効果的に推進し、未普及地域の解消に努め、公衆衛生を向上させるとともに、公共用水域の水質を保全します。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

5-1.経費回収率

経費回収率 = (下水道使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100%)は、下水道使用料収入で賄うべき経費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表す指標です。

この指標は、下水道使用料収入で賄うべき経費を全て下水道使用料収入で賄えている状況を示す100%以上であることが求められます。

森町の令和2年度の経費回収率は78.7%であり、下水道使用料収入で賄うべき経費は、下水道使用料収入だけでは賄えておらず、その一部を一般会計繰入金等で補っている状況です。

現在の下水道整備率は54.8%ですが、今後下水道処理区域の拡大に伴って使用料収入も増加する見込みであるため、将来的には100%以上を目標とします。

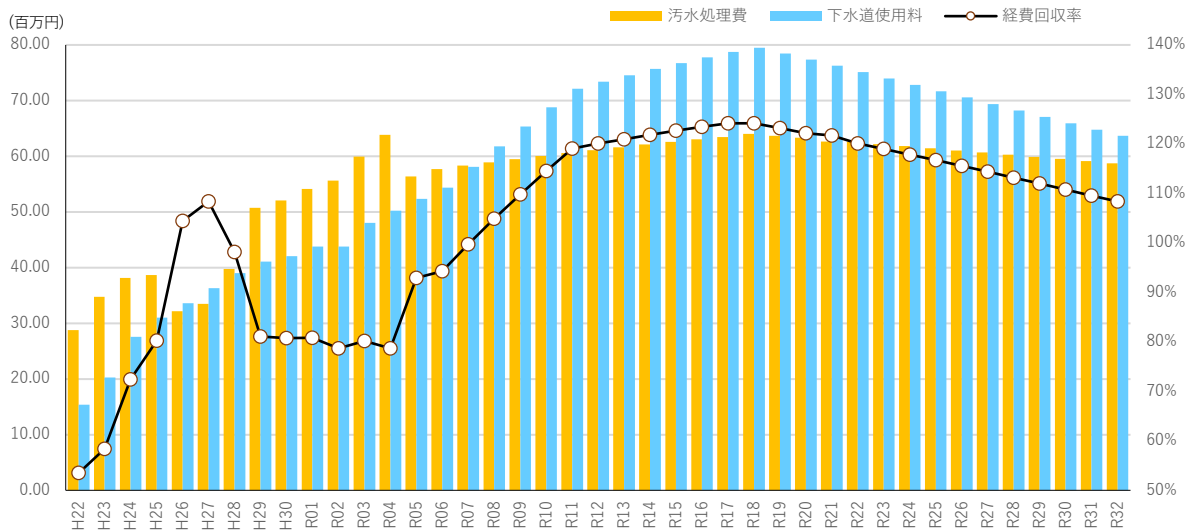


図12 経費回収率の推移

5-2.投資試算

全体計画区域面積 351ha を事業計画区域とし、令和 4 年 3 月末現在の整備進捗状況は、192ha、54.8%となっています。

令和 4 年度から事業完了予定である令和 18 年度までの建設改良費の総額は約 6,932 百万円を想定しています。

汚水処理場施設は、供用開始から 14 年を経過しており、計画的に処理設備の更新を行う必要があります。また、定期的な機器点検整備を実施し、早急に大規模改修が必要となる場合は、計画の見直しが必要となります。

今後も効率的で経済的な工法の選択や民間活用を積極的に取り入れるなど、より経費削減に取り組み、経営状況等に合わせて進めていきます。

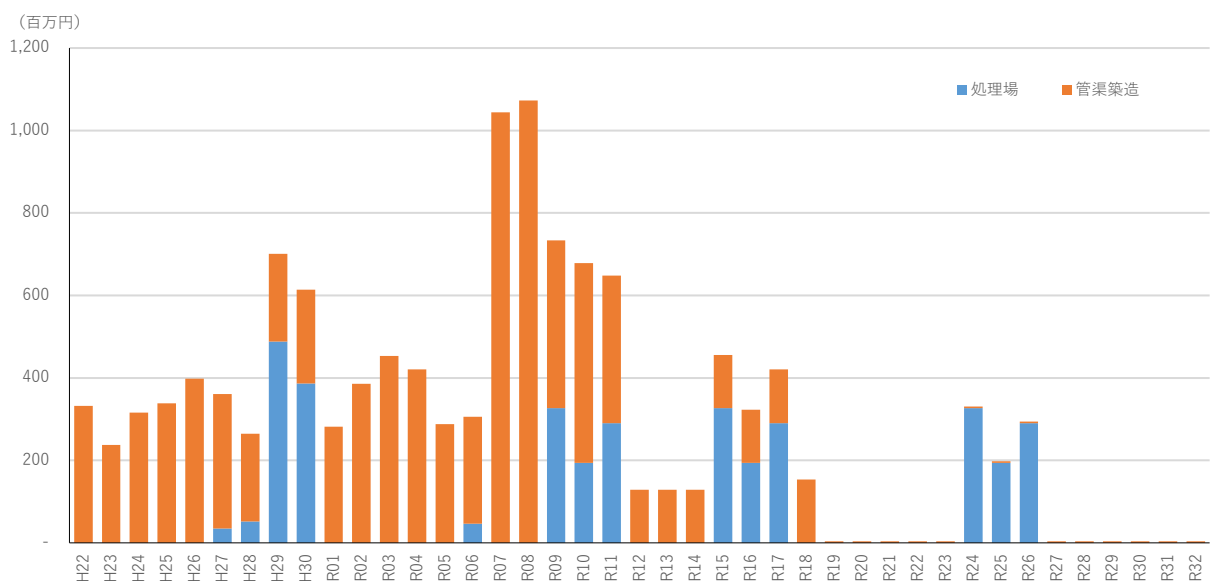


図13 計画期間内投資経費見込額

5-3.老朽化対策

供用開始後 14 年を経過し、標準耐用年数(50 年)を経過しているものはありませんが、今後
も定期的な保守点検等を実施し適正な維持管理に努めていきます。

5-4.財源試算

投資・財政計画策定に当たっての、財源の試算方法を下表にまとめます。

財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入 (営業収益)	下水道使用料収入	・過年度の実績を基に下水道使用料収入単価を設定し、これに将来の有収水量を乗じて算定 ・公共下水道の使用料単価：117.9 円/m ³
	他会計繰入金	・一般会計繰出基準に基づき算定
	その他	・直近の予算額に基づき算定
収益的収入 (営業外収益)	他会計補助金	・収益的収支が不足する場合等に計上(基準外繰入)
	その他補助金	・管路施設の維持管理に充当する補助金を計上
	その他	・直近の予算額に基づき算定
資本的収入	企業債	・起債対象事業費について、起債充当率を 90～95%として算定し、資金の活用を図る
	他会計負担金	・一般会計繰出基準に基づき算定
	他会計補助金	・資本的収支が不足する場合に計上(基準外繰入)
	国(県)補助金	・社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき算定(交付金交付率は 50%を想定)
	工事負担金	・管路施設の新設工事費の 5%を計上(受益者負担金)
	その他	・計上なし

5-5.投資以外の経費の試算

投資・財政計画策定に当たっての、投資以外の経費の試算方法を下表にまとめます。

投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出 (営業費用)	職員給与費	・直近の予算額に基づき算定
	一般管理費	・直近の予算額に基づき算定
	管きよ費	・過年度の実績を踏まえ算定
	処理場費	・過年度の実績を踏まえ算定
	〃(委託料)	・直近の予算額に基づき算定
	〃(需要費)	・直近の予算額に基づき算定
	〃(役務費)	・直近の予算額に基づき算定
収益的支出(営業外費用)	支払利息	・下記の条件で支払利息を算定 利率率 1.0%、償還期間 40 年据置期間 5 年、元利均等半年賦
資本的支出	建設改良費(給与)	・直近の予算額に基づき算定

企業債償還金	・下記の条件で償還額を算定 償還期間 40 年据置期間 5 年、元利均等半年賦
長期借入返還金	・計上なし
他会計への支出金	・計上なし

第6章 今後の見通し

前章に示した投資試算、財源試算に基づく今後の見通しを以下にまとめます。

6-1.収益的収入

下水道使用料は、人口減少に伴い令和 18 年度の 79.5 百万円をピークとして、その後減少し、令和 32 年度では約 8 割程度まで減少し、63.7 百万円となる見込みです。

他会計繰入金については、起債利子償還金分の一般会計繰入金とし、令和 12 年度の 60.2 百万円をピークとし、その後減少し、令和 32 年度では約 4 割程度まで減少し、26.0 百万円となる見込みです。

収益的収入全体としては、令和 12 年度の 151.6 百万円をピークとして、令和 32 年度では約 7 割程度まで減少し、101.7 百万円となる見込みです。

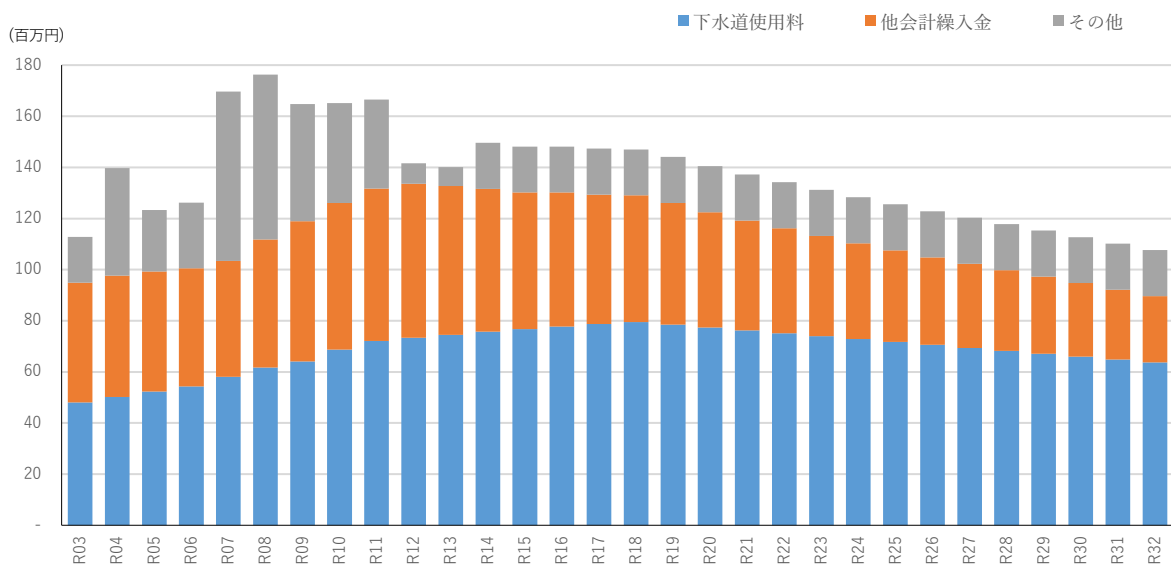


図14 収益的収入

6-2.資本的収入

企業債借入額については、下水道処理区域拡大に伴う工事費の増減や汚水処理施設の更新時期等により金額が変動しますが、令和 7 年度から令和 11 年度は工事費の増額と汚水処理施設 1 系統の更新時期が重なるため、起債借入額が増額となる見込です。

他会計補助金については、起債元金償還金分の一般会計繰入金とし、令和16年度の254.5百万円をピークとして、令和32年度では約6.8割、172.4百万円に減少する見込みです。

補助金については、令和18年度までに現在の下水道事業全体計画が完了することから、それ以降については、汚水処理施設の設備更新が対象となります。

資本的収入全体として、令和8年度の1,186.5百万円をピークに令和32年度では、約1.5割の172.4百万円まで減少する見込みです。

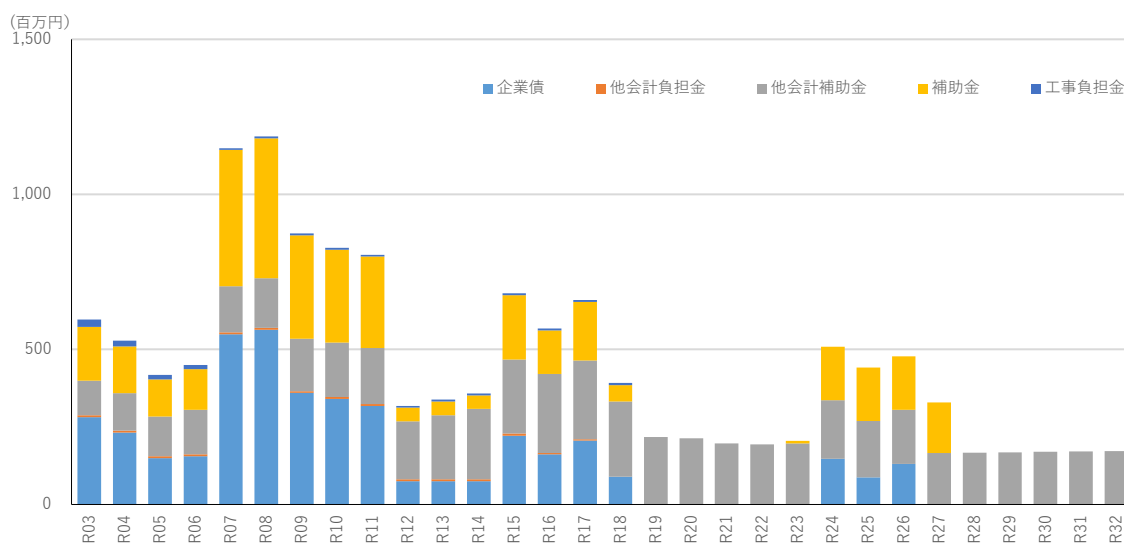


図15 資本的収入

6-3.収益的支出

収益的支出は、処理場維持管理費と起債利子償還金が7割近くを占めており、令和12年度の121.3百万円をピークに、令和32年度には約7割、84.8百万円まで減少する見込みです。

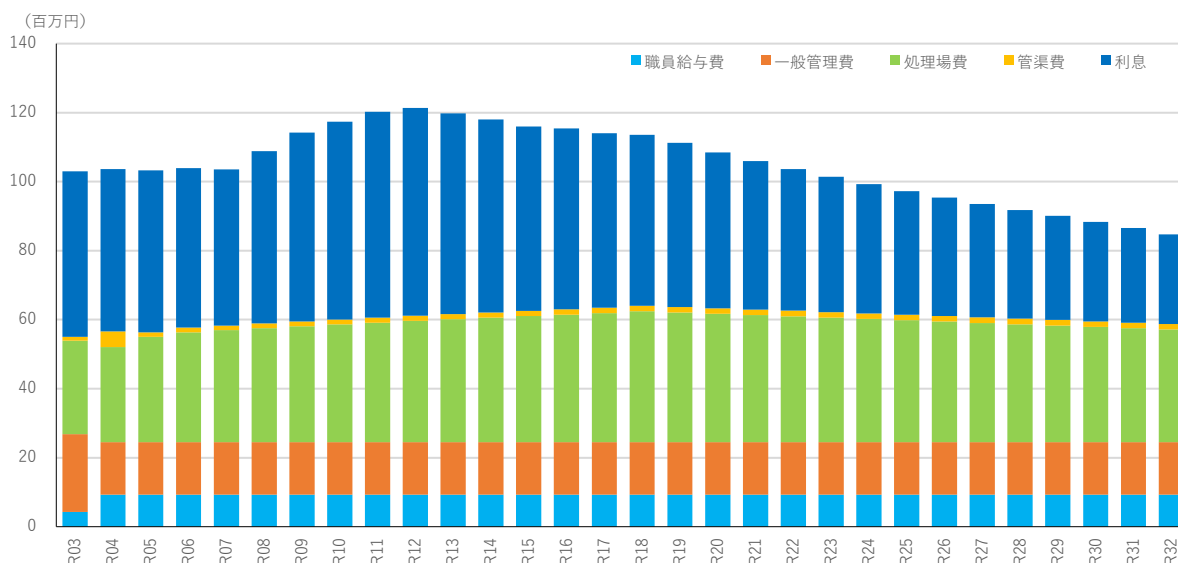


図16 資本的収入

6-4.資本的支出

資本的支出は、建設改良費に係る経費及び企業債元金償還金が大部分を占めます。令和8年度の1,254.0百万円をピークに、令和32年度には約1.5割、192.4百万円まで減少する見込みです。

現在の下水道全体計画が完了する令和19年度以降は、支出額は減少しますが、既存の汚水処理施設の更新時期となる令和24年度から26年度は増額となる見込みです。

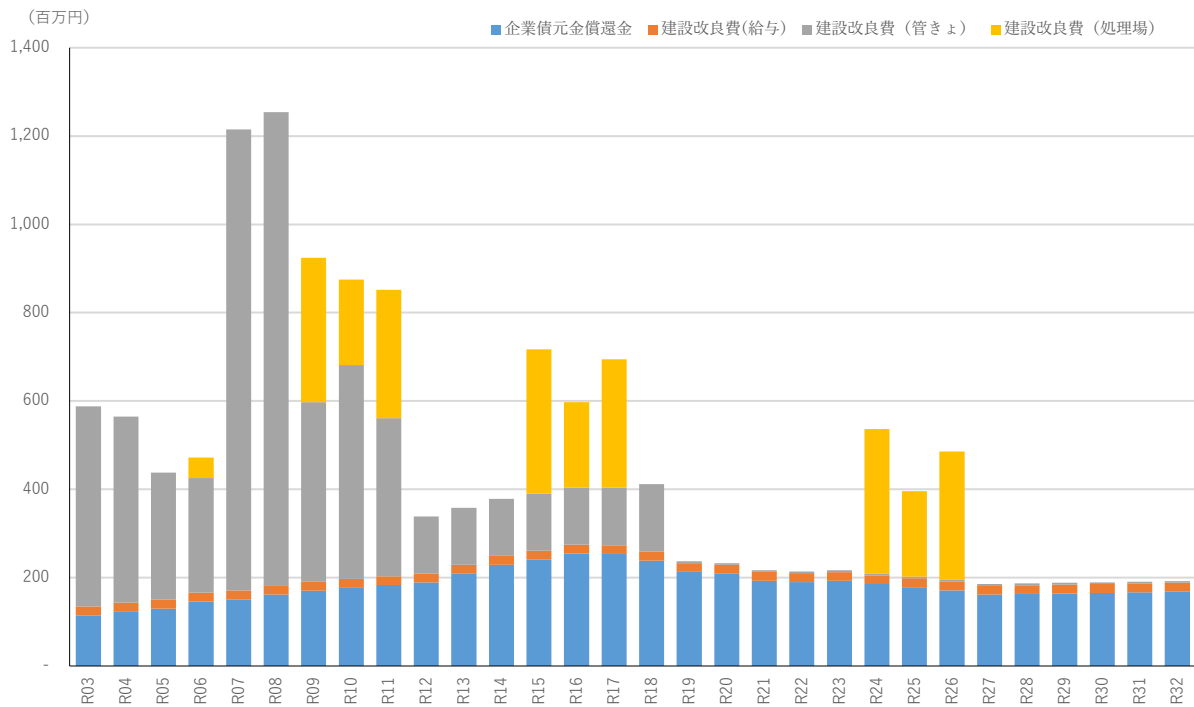


図17 資本的支出

第7章 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

森町の下水道事業の経費回収率は、令和8年度以降に100%以上を達成可能な見通しとなっていますが、今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加など、下水道事業を取り巻く経営環境は悪化することが想定されます。

現在、森町下水道事業会計は、令和6年度の公営企業会計化に向けて取り組んでおり、将来にわたり持続可能な経営を確保するために、今後「経営の見える化」による経営基盤の強化に取り組む、次期経営戦略の改定に合わせて収支構造の適切性についても検証を行い、概ね5年に1度、下水道使用料改定の検証を実施し、必要に応じて下水道使用料の改定を踏まえ経費回収率の向上を目指します。

【経費回収率の向上に向けたロードマップ】

年度	内 容
令和 6 年度	公営企業会計適用開始
令和 8 年度	経営戦略の改定(収支構造及び下水道使用料改定の必要性を検証)
令和 9～12 年度	経営戦略の年次点検
令和 13 年度	経営戦略の改定(収支構造及び下水道使用料改定の必要性を検証)

経営比較分析表（令和2年度決算）

静岡県 森町

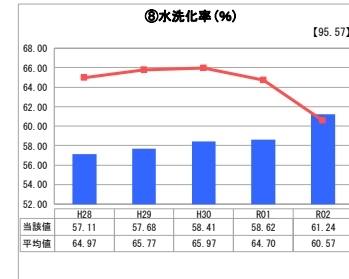
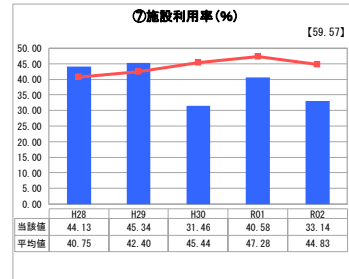
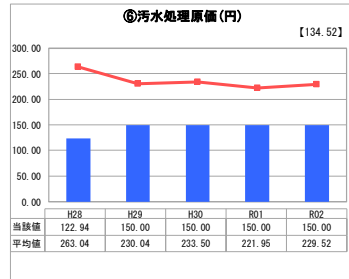
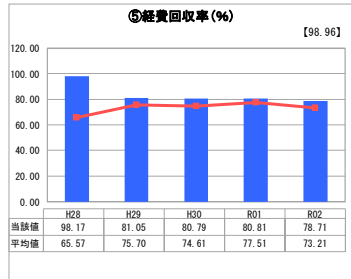
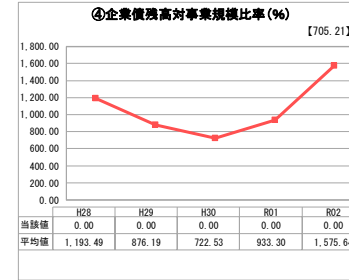
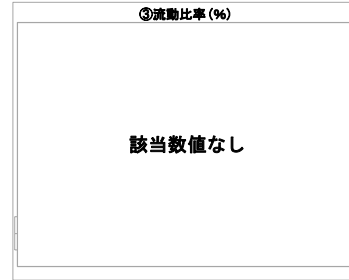
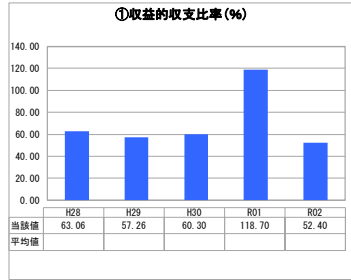
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	26.81	80.62	2,200

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
17,979	133.91	134.26
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,786	1.84	2,601.09

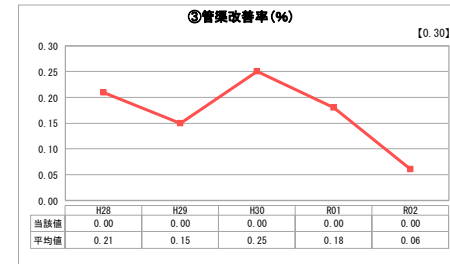
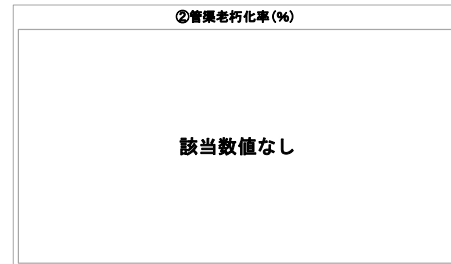
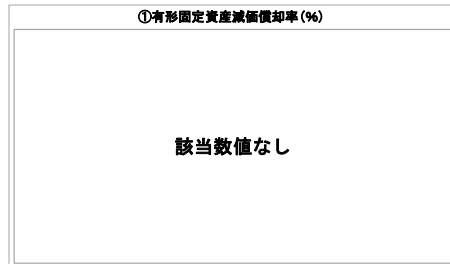
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、前年度と比較し一般会計繰入額を減額したことにより収支比率が減少した。依然として一般会計繰入金に頼った経営である。未普及対策として毎年度管渠整備を行い、下水道供用開始区域を拡大し下水道使用料の増収を図っているが、それに伴い事業費に対する地方債借入額も増加するため、今後も健全な経営を図り、経常経費の削減や料金改定等を検討する必要がある。

②経費回収率については、供用開始区域拡大に伴い汚水処理量も増加傾向にあり汚水処理費も増額しているが、それに対して思うように下水道接続が進まないため、下水道使用料の増収が伴わず、一般会計繰入金により補填しているのが現状である。今後は、接続促進や汚水処理費の削減、料金改定等の検討をする必要がある。

③汚水処理原価については、供用開始区域拡大により汚水処理量が増加傾向にあり、有収水量も増加しているが、依然として不明水も発生しているため、汚水処理費用増額の要因のひとつとなっている。今後も接続率向上と併せて不明水の原因究明と対策を検討する必要がある。

④施設利用率については、平成30年度に浄化センターの増設が完了したことにより比較的余裕をもって汚水処理が可能となっている。令和2年度は、供用開始区域拡大により流入量は増加しているが、効率的な汚水処理により処理水量が減少しているため利用率が減少となった。

⑤水洗化率については、供用開始区域拡大により増加となっているが、接続が当初計画より大幅に下回っているため、今後も継続して接続促進に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

下水道事業の開始から年月が浅く、施設が新しいため該当数値がない。

全体総括

当町の公共下水道事業は、平成21年に供用開始し、現在、未普及解消に重点を置いて事業計画を実施している。現状では、当初計画より下水道接続率が低く有収水量も過少であるが、今後、下水道整備区域の拡大により下水道利用可能人口が増加することに伴い有収水量も増加し、収益が増加し経営改善していくものと思われる。また、維持管理にかかる経費については、施設が比較的新しく、浄化センターの処理方式が維持管理が掛からない処理方法でもあることから、類似団体と比べるとやや良い数値となっている。今後も下水道処理区域の拡大を進めるなかで、接続率及び水洗化率の増加に努めていかなければならない。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	1	総収益	(A)	98,000	123,319	126,217	169,595	176,307	164,782	165,142	166,473	141,635	140,079
	(1)	営業収益	(B)	46,817	52,359	54,364	58,125	61,768	64,138	68,771	72,131	73,369	74,525
		ア	料金収入	46,802	52,359	54,364	58,125	61,768	64,138	68,771	72,131	73,369	74,525
		イ	受託工事収益										
		ウ	その他	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)	営業外収益		51,183	70,960	71,853	111,470	114,539	100,644	96,371	94,342	68,266	65,554
		ア	他会計繰入金	46,180	46,925	46,211	45,281	49,976	54,762	57,342	59,629	60,231	58,166
		イ	その他	5,003	24,035	25,643	66,189	64,563	45,882	39,029	34,713	8,035	7,388
	2	総費用	(D)	111,029	103,294	103,886	103,585	108,877	114,247	117,382	120,208	121,335	119,779
	(1)	営業費用		64,027	56,369	57,675	58,304	58,901	59,485	60,040	60,579	61,104	61,613
		ア	職員給与費	9,621	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
			うち退職手当										
		イ	その他	54,406	47,069	48,375	49,004	49,601	50,185	50,740	51,279	51,804	52,313
	(2)	営業外費用		47,002	46,925	46,211	45,281	49,976	54,762	57,342	59,629	60,231	58,166
	ア	支払利息	47,002	46,925	46,211	45,281	49,976	54,762	57,342	59,629	60,231	58,166	
		うち一時借入金利息	822										
	イ	その他											
3	収支差引	(A)-(D)	(E)	△ 13,029	20,025	22,331	66,010	67,430	50,535	47,760	46,265	20,300	20,300
資 本 的 収 入	1	資本的収入	(F)	669,023	417,827	449,668	1,148,956	1,186,537	873,724	827,347	805,302	318,044	337,808
	(1)	地方債		371,100	149,691	155,811	548,840	563,820	359,615	340,690	317,385	75,000	75,000
		うち資本費平準化債											
	(2)	他会計補助金		128,215	134,151	149,871	154,766	165,367	174,559	180,907	187,267	193,344	213,108
	(3)	他会計借入金											
	(4)	固定資産売却代金											
	(5)	国（都道府県）補助金		151,158	119,800	131,200	439,400	451,400	333,600	299,800	294,700	43,750	43,750
	(6)	工事負担金		18,550	14,185	12,786	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950
	(7)	その他											
	2	資本的支出	(G)	674,312	437,852	471,999	1,214,966	1,253,967	924,259	875,107	851,567	338,344	358,108
	(1)	建設改良費		550,497	307,701	326,128	1,064,200	1,092,600	753,700	698,200	668,300	149,000	149,000
		うち職員給与費		15,628	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	(2)	地方債償還金	(H)	123,815	130,151	145,871	150,766	161,367	170,559	176,907	183,267	189,344	209,108
	(3)	他会計長期借入金返還金											
(4)	他会計への繰出金												
(5)	その他												
3	収支差引	(F)-(G)	(I)	△ 5,289	△ 20,025	△ 22,331	△ 66,010	△ 67,430	△ 50,535	△ 47,760	△ 46,265	△ 20,300	△ 20,300
収支再差引		(E)+(I)	(J)	△ 18,318	0	0	0	0	0	0	0	0	0

積立金	(K)										
前年度からの繰越金	(L)	18,318									
前年度繰上充用金	(M)										
収益的支出に充てた地方債	(N)										
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)										
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)										
実質収支	黒字 (R)										
(P)-(Q)	赤字 (S)										
赤字比率	$(\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100)$										
収益的収支比率	$(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$	41.7	52.8	50.5	66.7	65.2	57.9	56.1	54.9	45.6	42.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)										
営業収益-受託工事収益 (B)-(C)	(U)	46,817	52,359	54,364	58,125	61,768	64,138	68,771	72,131	73,369	74,525
地方財政法による資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)	46,817	52,359	54,364	58,125	61,768	64,138	68,771	72,131	73,369	74,525
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$										
他会計借入金残高	(Y)										
地方債残高	(Z)	3,864,821	3,881,521	3,892,221	3,940,321	3,983,421	4,059,321	4,163,121	4,268,608	4,376,768	4,376,768

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度										
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
収益的収支分	47,474	46,925	46,211	45,281	49,976	54,762	57,342	59,629	60,231	58,166	
うち基準内繰入金	47,474	46,925	46,211	45,281	49,976	54,762	57,342	59,629	60,231	58,166	
うち基準外繰入金											
資本的収支分	126,921	134,151	149,872	154,766	165,367	174,560	180,907	187,268	193,344	213,108	
うち基準内繰入金	5,967	5,743	5,853	5,849	5,886	5,977	5,974	6,023	6,144	6,310	
うち基準外繰入金	120,954	128,408	144,019	148,917	159,481	168,583	174,933	181,245	187,200	206,798	
合計	174,395	181,076	196,083	200,047	215,343	229,322	238,249	246,897	253,575	271,274	